

令和4年第7回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和4年7月25日)

奥州市農業委員会

令和4年第7回奥州市農業委員会総会議事録

令和4年7月25日(月) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（23名）、欠席委員（0名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男
22 小野 鮮悦	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

- 4 高橋 公一郎
- 30 菅原 利宏
- 39 高橋 文士

事務局職員

- 事務局長 菊池 紀人
- 事務局長補佐 佐々木 治彦
- 農地係 係長 佐藤 茂樹
- 上席主任 高橋 利之
- 主事 安倍 利紗
- 農業振興係 係長 菅野 伸
- 主任 小野寺 真優

議長 ただいまより、令和4年第7回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員はございません。よって、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋公一郎推進委員、菅原利宏推進委員、高橋文士推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1番、千葉英宏委員、2番、小野寺和明委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和4年6月17日から令和4年7月14日までの主な内容をご報告申し上げます。6月20日、第3回農地利用最適化推進会議を開催し、令和4年度農地利用最適化活動等について協議いたしました。6月24日、第6回農業委員会総会を開催し、農地案件等9件について審議決定いたしております。同日、第2回広報編集委員会を開催し、広報第33号について編集会議を行いました。同日、第3回農政専門委員会を開催し、市長講話と認定農業者との意見交換会について協議いたしました。同日、第3回農業振興専門委員会を開催し、タブレットについて協議いたしました。同日、第2回農業者年金加入推進部長会議を開催し、令和4年度の取組方針等について協議いたしました。7月11日、第5回運営委員会を開催し、農地パトロール出発式及

び市長講話等について協議いたしました。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数26件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあ
っせん希望は番号12、番号20の2件です。番号12について、江刺広瀬担当の阿
部委員に、番号20について、前沢担当の鈴木委員に情報提供をさせていただく予
定です。江刺、前沢担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定で
す。市外の方への相続となるのが、番号4、番号5、番号6、番号18の4件です。
以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が
ありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 16番、鈴木喜一委員。

16番委員 16番、鈴木です。番号4と番号18ですが、これは誰が今後農地を管理してい
くのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 番号4につきましては、奥州市外のご住所となっておりますけれども、普段は
地元にお住まいということですので、ちょっとご自身の都合で、住所が市外になっ
ているということ、実質、地元に住んでいらっしゃるということになります。番
号18については、聞き取りではございますが、自己保全管理ということで聞いて
おります。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 16番、鈴木喜一委員。

16番委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は3件です。労力不足による解約1件のほか、農地中間管理事業に係る解約1件が含まれています。他の議案に関連するものについて番号を読み上げます。番号1が議案第2号番号15に、番号2が議案第3号番号1に、番号3が議案第1号番号10に関連があります。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が4件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が13件の計18件です。番号1は総額23万3,000円です。番号2は総額23万9,200円です。番号5は年額60万円です。以上、18件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 18番、家子洋子です。3番の新規就農、こういう名前を聞くと、とっても嬉しくなるんですが、地目が田んぼなので、やはり稲作ということでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 そのとおり稲作の予定となっております。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が9件、所有権の移転が9件の計18件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であること、あるいは、今回の申請分を含めて、経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は3件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借又は使用貸借の権利の設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また借受人が認定農業者等であること、あるいは、今回の申請分を含めて、経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第4号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 意見を求められている件数は1件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は2件です。番号1は自己住宅、番号2は牛舎及び堆肥舎等を整備するものです。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ここで現地確認報告を求めます。

番号1について、11番、佐藤守委員お願いします。

11番委員 はい。当地につきましては、現在、住宅化が進んできているというふうな場所でございます。7月8日、鈴木先男推進委員、佐々木局長補佐、高橋上席主任と私の4人で現地を確認いたしました。周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されております。なお、事前着工もないことから、妥当な内容だというふうに判断しております。現地の状況は、何も作付けされていないというふうな状況でございます。以上です。

議長 次に、番号2について、高橋文士推進委員お願いします。

推進委員 はい。衣川地域推進委員の高橋です。よろしくお願いします。議案第5号第4条、転用における現地確認報告をいたします。7月7日、三浦農業委員、事務局の佐々木事務局長補佐、高橋上席主任と私の4名で、番号2の案件について現地確認をいたしました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されておりました。事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況は、田んぼに農業用ハウスが建てられており

ました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、10番、三浦正幸委員より補足説明はありませんか。
10番委員 はい。10番、三浦正幸です。今、説明あったとおりでございます。よろしくお
願いいいたします。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に
入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定さ
れました。

議長 議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ
いてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は13件です。番号1は一時転用案件で、使用貸借により資材置場等、
番号2は売買により店舗用地1区画、番号3及び番号4は売買により自己住宅、
番号5は非農地を含む総事業実測面積396㎡で使用貸借により自己住宅、番号6
は売買により宅地分譲3区画、番号7は一時転用案件で、非農地を含む総事業実
測面積は1,885㎡で賃貸借により資材置場、番号8は売買により自己住宅、番号
9は非農地を含む総事業面積は882㎡で、売買により自己住宅及び事務所等、番
号10は使用貸借により自己住宅、番号11は賃貸借により農機具格納庫及び事務
所等、番号12は使用貸借により自己住宅、番号13は非農地を含む総事業実測面
積601.39㎡で、贈与により自己住宅をそれぞれ整備するものです。いずれも補足
説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当で
あると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお
願いいいたします。

議 長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1から番号5について、高橋公一郎推進委員お願いします。

推進委員 はい。議案第6号の1から5について、7月11日、渡部農業委員、事務局の佐藤係長、高橋上席主任と私の4名で、現地確認をいたしております。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、詳細について簡単にご報告申し上げます。番号1でございます。ここは携帯電話基地局の増設工事ということで、10月から12月にかけて資材置場に使うということでございます。土木用の被膜シートを敷いて作業をするということで、そのあと復元するというところでございますので、転用については差し支えないと判断いたしました。議案2でございますが、周辺は住宅地であり、地目は田になっておりますが、よく管理されており、問題はないというふうに見てまいりました。議案3でございます。これは自己住宅を整備するものです。周辺は住宅地であり、農地もよく整理されており、問題はないというふうに見てまいりました。議案4でございます。地目は宅地になっておりますが、現状は畑で利用されているようです。過去に宅地転用しているということで、ただ住宅は建てられないで、そのあと畑で利用しているものです。再度転用願いが出ているものでございます。これについても問題はないというふうに見てまいりました。議案5でございますが、自己住宅を整備するものであり、都市計画区域内でもございますので、問題はないというふうに見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、14番、渡部昭吉委員より補足説明はありますか。

14番委員 14番、渡部です。特にありません。

議 長 次に、番号6から番号9について、20番、佐々木齊委員お願いします。

20番委員 はい。20番、佐々木です。第5条の現地確認報告をいたします。7月8日に高橋司推進委員、事務局の佐々木補佐、高橋上席主任、私の4名で、6番から9番までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、番号6は探すのには苦労しました。住宅の間にあった土地で、草刈等もなっておりましたので、転用して住宅を建てるのに問題がないと判断いたしました。7番は基盤整備している地区の中にありまして、工事業者が事務所を構えてた周辺の農地でありました。事前着工もないし、草刈もしてあったので、妥当だと判断いたしました。8番は自己住宅を整備するものということで、住宅地の中にポツンとありました。周辺はすべて住宅ですんで、問題ないものと判断させてもらいました。9番は県道と水路の間の場所でございます。

ました。管理はされてましたので、事務所を整備するものということなのですが、問題ないものと判断いたしました。以上です。

議長 次に、番号10について、11番、佐藤守委員お願いします。

11番委員 はい。11番、佐藤でございます。この件につきましては、先程4条で申請した方と関係がございまして、一緒に確認したわけでございます。説明としては1つで受けたんですが、先週金曜日に2つに分けるという連絡がありまして、同じものとして説明を受けましたが、分けてするということでしたので、内容としては4条の申請の時にお話ししたものと同じでございます。そこで省略したいと思えますが、ここは県道からかなり低いところにありまして、この2m以上の高さの造成費がどうなるかということについて説明を受けました。あとは前と同じような内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長 次に、番号11から番号13について、菅原利宏推進委員お願いします。

推進委員 はい、菅原です。議案第6号第5条、現地確認の報告をいたします。7月11日、千葉委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4人で、番号11から13までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地状況は、11から13までに関しましては、現在畑になっておりました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、1番、千葉英宏委員より補足説明はありませんか。

1番委員 はい。1番の千葉でございます。今の報告のとおりでございます。ただ、11番だけですね、これにつきましては基盤整備事業とリンクしまして、農機具の格納施設ということでございまして、分筆登記をしてまで除外するというところで、事業主体の岩手県のほうでも分筆登記を進めるということになってございます。従いまして、圃場整備の計画時点からの転用ということになりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長 議案第6号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は8件です。番号1は貸家、番号2は通路及び庭として利用しております。番号3は原野化したもので、復旧困難な状況です。番号4は山林、原野化したもので、復旧困難な状況です。番号5は物置及び庭、番号6は居宅及び通路、番号7は駐車場、番号8は庭として利用しております。いずれも農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1及び番号2について、高橋公一郎推進委員お願いします。

推進委員 はい。推進委員の高橋でございます。7月11日に渡部農業委員、佐藤係長、高橋上席主任、私の4名で現地を確認してまいりました。番号1でございますが、昭和49年頃に居宅を建てたという方からの申請でございました。立派な居宅が建っておりまして、今は貸家として使っているようでございますが、復旧困難といえますか、もう建ててしまったものという解釈からすると、適用外も認めざるをえないのかなというふうに見てまいりました。番号2でございます。居宅を建てるための転用願いで、入口のところが適用外ということになっておりますので、これも認めざるをえないというふうに見てまいりました。以上でございます。

議長 ただいまの報告について、14番、渡部昭吉委員より補足説明はありますか。

14番委員 14番、渡部です。ありません。

議長 次に、番号3及び番号4について、20番、佐々木齊委員お願いします。

20番委員 はい、佐々木です。7月8日、高橋司推進委員、事務局の佐々木補佐、高橋上席主任、私の4名で3番と4番の案件について現地調査をしてまいりました。農地への復旧が困難かつその状態となつてから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないと判断しました。現地の状況ですが、3番は住宅の裏山となつてような状況でして、道もないようだということで、住宅の前のほうから現地を眺めてきました。森となつており適用外もやむを得ないものと判断しました。4番は2ヶ所に場所が分かれてましたが、こちらも山の中の農地で、場所にたどり着けない状態でした。そのため適用外もやむを得ないと判断いたしました。以

上です。

議長 次に、番号5及び番号6について、菅原利宏推進委員お願いします。

推進委員 はい。7月11日、千葉英宏農業委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4人で、番号5から6までの案件について現地確認を行いました。農地としての復旧が困難かつ、その状況となってから20年以上経過していることから、適用外やむなしと判断いたしました。なお、現地の現状につきましては、番号5番が物置、庭の整備をして、住宅として利用されていました。番号6が住宅を増築し、通路の舗装をして以来、宅地として利用されていました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、1番、千葉英宏委員より補足説明はありませんか。

1番委員 はい。1番の千葉でございます。まさに今の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 次に、番号7及び番号8について、高橋文士推進委員お願いします。

推進委員 議案第7号、適用外における現地確認報告をいたします。7月7日、三浦農業委員、事務局の佐々木事務局長補佐、高橋上席主任と私の4名で、番号7から8までの案件について現地確認をいたしました。番号7、8とも、農地への復旧が困難かつ、その状態となってから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。なお、現地の状況は、番号7、8とも宅地となっております。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、10番、三浦正幸委員より補足説明はありませんか。

10番委員 はい、三浦でございます。今、説明いただいたとおりでございます。2件ともですね相続をした時点で、もうこの状態になっているということでしたので、やむを得ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 議案第7号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 11番、佐藤守委員。

11番委員 はい。1番についてお伺いします。自分の居宅を整備するというふうなことで、許可も得ないで、こういうふうな家を建てていいかどうかということ、職業柄すぐわかるんじゃないかと思うんですが、どういうわけでこの許可を得なかったのかどうかと。それから、こういうふうには許可を得なくてもですね、例えば何か農地法上の罰則があるのかないのかですね、この2点についてお伺いします。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 まず、今回の願い出人ですけれども、相続を受けたのが平成22年4月というこ

とで、実際に建てたのは親になろうかなと思われます。その親の方が、手続きについて承知していなかったためと思われます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。質問のありました後段のほうなんですけれども、農地転用許可を本来得るべきものですので、当然、許可を得ていないということになれば、原状回復ということが発生いたします。それはそのとおりなんですけど、岩手県内につきましては、県からですね、20年以上経過して、さらに原状を復旧できないというものについては、農地法の適用を受けない土地という証明願の扱いがございます。それがありますので、確かに農地法許可を得てないので違反ではございますが、農地法適用外証明という、やむを得ない事情ということで今回案件となっております。その辺をご理解いただければと思います。

(「議長」の声あり)

議長 11番、佐藤守委員。

11番委員 はい。今回この申請が出た理由でございますが、どういうわけでこの証明願が出たのかをお伺いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。ただいまのご質問ですが、相続した後に地目を整理したところ、合っていないということを気がつかれましたですね、農業委員会に相談があって、それで、先程申し上げました農地法の適用外証明願が適切ではないかということで、申請があったものでございます。お亡くなりになった方の時代に作られて、現在まで至っているものなので、やむを得ないものということで、今回判断しております。

(「議長」の声あり)

議長 11番、佐藤守委員。

11番委員 わかりました。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 18番、家子洋子です。3番は本当に街の中なんです。ここが原野とあったので自転車で見に行ったんですが、この地番が多分、今の地番とちょっと違いますよね。原野で40年以上になってたっていう、この街の中のどこに原野があるんだろうかというのが、ちょっと気になって。やむを得ないということですが、こんな街の中に原野をほったらかしにして、これから防犯とかどうなのかと、これは農

地法から離れてしまうので、勝手に私が心配してることなのですが、この場所ですね、私また帰ったら見に行きたいと思いますので、現場をもう少し詳しく教えていただければと思います。以後、私も街の中に住んでますので、いろんなところ気をつけて見ていきたいと思いますので、教えてください。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 はい。ただいまの質問についてですけれども、店舗の東奥の崖の下というか、そういう場所になります。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。

18番委員 帰りに見てみます。ただ、原野にしたままだと、やはり大変困るところなのかなと思いますが、もう適用外となってしまったので、この方にきちっと管理してもらいたいなっていうのが、私の個人的な意見でございます。気をつけて街の中を今後とも見に行っていきたいと思いますので、どうもありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、証明願のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

閉会 午前10時35分